

いつだって 必ず誰かが そばにいる

被害者支援通信

令和6年 春
第31号



青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人あおもり被害者支援センター

絵／鹿内 靖子

弘前市における 犯罪被害者支援



弘前市長

櫻田 宏

当市では、犯罪被害者支援の取組として、平成30年度からホンデリングプロジェクトに参加してまいりました。市民の方から本の寄付を募り、募集期間の通年化や寄付ボックスの設置場所を増やすなどして、これまでに7,500冊以上の本をご寄付いただき、令和4年3月に、あおり被害者支援センターから感謝状をいただいております。

また、地域全体で犯罪被害者等を支え、市民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、令和4年4月1日に「弘前市犯罪被害者等支援条例」を施行いたしました。

条例や支援の内容を検討するにあたっては、県内でも先進事例が少なかったため、県警察本部や弘前警察署、あおり被害者支援センターの担当者の方々と何度も意見を交わし検討を重ねたほか、弘前市周辺の市町村と意見交換会を行い、関係機関との連携の重要性や支援内容の自治体間の格差などについてご意見をいただきました。このことにより、圏域自治体が同じ方向を向いて支援を進めることに共通の認識を持つことができたものと思っております。

今では、周辺の市町村及び関係機関とは顔の見える関係になり、日頃から相談があったり、研修会や講演会を開催する時には、ご協力いただくなど、連携を取ることができしており、これは大きな財産であります。

条例の制定にあわせて、犯罪被害者への経済的支援の制度も整備いたしました。県外の先進事例は、支援の対象が「市民」であり、その自治体に住民票があることを条件としているところがほとんどでありましたが、当市には弘前大学をはじめとした高等教育機関が多く、県外からの学生も居住しています。中には住民票を地元に残したまま当市で生活している方もおります。そのような背景もあり、当市の経済的支援の対象は、住民票を弘前市に置いていなくても居住実態があれば市民と同等と認めることにいたしました。これは弘前市の支援の特色であると考えております。

当市では、犯罪の未然防止対策として、LED防犯灯の設置や防犯カメラの運用等にも取り組んでいるところでありますが、万一犯罪が起きてしまった場合には、被害に遭われた方やそのご家族が必要な支援を適切に受けられることができるよう、それぞれの状況や心情を理解し、気持ちに寄り添った対応が重要となります。

市では、引き続き関係機関と連携を図りながら、制度の周知・啓発やホンデリングプロジェクトへの協力等を通して、被害者を社会全体で支える気運醸成を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。



全国犯罪被害者支援フォーラム2023

『被害にあった児童・生徒をどう支援するか～学校と関係機関連携』

令和5年10月13日、『全国犯罪被害者支援フォーラム2023』が行われ、当センターからは3名が会場で、13名がオンラインで参加しました。

兵庫県こころのケアセンターの亀岡智美氏が『被害にあった子どもと保護者へのケア』と題し、子どもに特化したPTSDのケアについてや、子どもの犯罪被害は家族全体のトラウマになり得ることなどについて基調講演をなさいました。犯罪被害者ご家族の北口忠氏は『犯罪被害者等の置かれた立場』とした講演で、裁判では残された家族を思った判決にしてほしかったと話されました。パネルディスカッションも行われ、被害児童・生徒と保護者のために学校、警察、医療機関、行政機関、司法機関、そして犯罪被害者支援センターが其々の専門性を生かし、連携をして支援していく大切さについて意見を述べられていました。

(この翌日から、会場で参加した3名は『令和5年度秋期全国研修会』にも参加しました。)

秋期全国研修会について

研修会初日の全体会では公益社団法人被害者支援都民センター理事長・精神科医／飛鳥井望氏の「子どものトラウマの理解と支援の実際」では“こころもケガをするトラウマとは何か”について講演された。被害前後で“こころ”“からだ”“行動”がどのように変化するのか。トラウマ心理教育については1回で終了することは無く繰り返し行うこと的重要性。子どもへの対応については、子どもを観察すること、否定しないで傾聴する、自責感の緩和、普段通りの生活をすること的重要性を説いていました。また、性暴力被害に遭った際、被害者の身体が動かない、声が出ないといった行動は動物一般にみられる現象であり、性暴力被害者特有ではないことを述べられていました。各分科会でも体系的にカリキュラムが編成されているのが印象的でした。一方、「外国人被害者支援」や「性暴力被害者支援とデジタル空間」など今後全国で増加が予想される相談及び支援についても焦点が当てられていました。

シリーズ 8

条例について学ぼう

あなたもともに考えてみませんか

令和5年12月現在、県内4市6町1村で制定されています。

田舎館村では、令和5年に見舞金の制度も定められました。

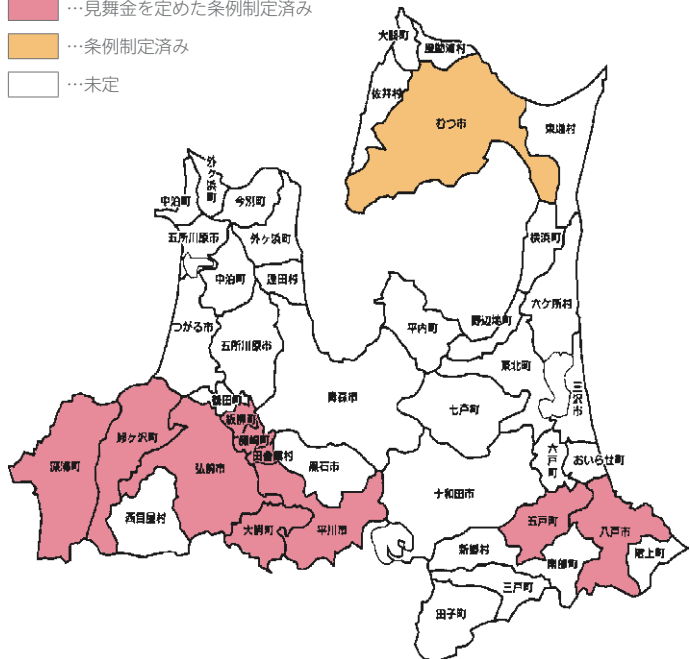
見舞金を定めた 条例制定済み

弘前市・平川市
八戸市・板柳町
大鰐町・鯨ヶ沢町
五戸町・深浦町
藤崎町・田舎館村

条例制定済み

むつ市

- …見舞金を定めた条例制定済み
- …条例制定済み
- …未定



県内市町村の状況

令和5年度犯罪被害者等支援県民フォーラム

日時 令和5年11月15日(水) 13:30～ 場所 県民福祉プラザ(青森市)

第1部：表彰式及び金賞作品発表

中高生による「命の大切さを学ぶ教室」感想文コンクール表彰式、金賞作品発表 ※別紙：金賞作品2点

第2部：基調講演

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター理事 犯罪被害者御遺族 講師/松井 克幸氏

第3部：ミニ・コンサート

青森山田高等学校吹奏楽部

講師

松井 克幸氏

略歴：公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター理事
犯罪被害者御遺族

基調講演

忘れないでください、犯罪被害者・遺族のことを



【被害について】

私は、妹を強盗殺人事件で殺害された犯罪被害者遺族でございます。その関係で岐阜の犯罪被害者支援センターで被害者を支援するお手伝いをさせてもらっています。普段は一会社員ですが、ここ2年ぐらいは社内カウンセラーの仕事をしております。やはり妹の事件がきっかけになっておりますが、犯罪というのは、その周りの人たちの人生を変えてしまうということから、今日は「忘れないで下さい、犯罪被害者遺族のことを」という題目でお話しさせていただこうと思います。一人でも多くの方に犯罪被害者の声を聴いてもらうこと、知ってもらうこと、思いを馳せてもらうことが凄く大事なことと思います。

その日妹はいつものように朝出勤し、夕方仕事を終えて職場を出て以降、全く連絡が取れなくなりました。それまで黙って家を空けることはなかったので、家族はその間「どうしたんだろう？何かおかしいな」と思いながらも何もなく帰ってほしいと祈るだけの長い時間をすごしました。しかし残念ながら、その祈りは届かず、3日後に血痕のついた妹の車が発見され、5日後に山の中に遺棄された妹の遺体が発見されました。全て後から分かったことですが、妹はその日知人であった加害者の男に呼び出され、時間も経たないうちに左胸を刺されて突然その命を奪われました。ほぼ即死だったようです。

加害者は、妹を刺した後すぐ、妹のキャッシュカードで現金を引き出したうえで、遺体を山の中に遺棄しました。加害者のことが後から分かって、こんな悪人が妹の近くにいたことに気付いてやれなかったことに強い自責の念を抱きました。5日後に遺体の確認に行きました。自分の妹ですから、見ればすぐわかるだろうと思っていましたが、顔には痣や傷がもう数多くあって、目の周りは腫れあがってしまって、もう言葉も出ないほどでした。一人になると、何て惨いことをするんだ、こんなことが本当に起こるのかと激しい怒りがこみあげてきました。

6日経って漸く妹を家に連れて帰ることが出来ました。数多くの方が待っていてくれましたけれど、あまりにも変わり果てていたので両親にも直接顔を見てお別れすることは止めました。目の前に最愛の娘がいるのに直接お別れをすることすら出来なかった両親の気持ちと思うと今でも辛く、悔しさがぶり返して胸が苦しくなっ

きます。

家族を顧みる時間もなかったと思います。まだまだやりたいことが山ほどあったと思います。本当に無念だったと思います。

1か月後に加害者が逮捕され、その翌年の1月末に裁判員裁判が開かれて、加害者には無期懲役の判決が下り、確定しました。事件後9か月間で司法手続きが終わり、大切な家庭を失った被害者家族は気持ちの整理も出来ないまま、あまりにもあっけなく割り切れない思いだけが残りました。

【二次被害、司法の限界】

幼稚園の先生が行方不明になって、血痕のついた車が発見されて事件性が見えてきますとマスコミの格好のターゲットになりました。まだ状況の見えない中、記者の一人が母に「娘さんは亡くなったんですか？」と無神経な質問をしました。母はこの時初めて娘の死を現実突きつけられて、相当ショックを受け、いまだに強い記憶として引きずっています。その日から、被害者には何の許可もなく勝手に報道が始まります。被害者も加害者と同様に個人情報に関係なく勝手に報道されます。訪れてくる記者やマスコミ各社に抗議と被害者心情に配慮した節度ある行動をお願いしましたが、その答えは公共の利益とか報道の自由という大義名分でした。どうして被害者がこんなに辛い扱いをされるのか強い怒りを感じます。この時ほど一個人の無力さを感じたことはありませんでした。加害者が逮捕されると、加害者に都合の良い供述内容や、根拠の曖昧な取材内容が報道されます。被害者への配慮など全く感じられません。そのうち殺されたほうにもそれなりの原因があるという声も聞こえてきます。これも被害者を傷つけることになります。

それで精神的に辛くなって、人と会うのも耐えられなくなって知らず知らずに社会から距離を置くことになりました。家族は一種の脅迫観念みたいなものに囚われて、常に不安との闘いになり、余裕もなくなって家族間でもぶつかるようになります。

不安が続く中、裁判員裁判に向けた準備が始まります。被害者は全ての真実を明らかにしてほしいと思うわけですが、被害回復の第一歩は真実を知ることだと思います。けれども、加害者が起訴されて間もない頃初めて検事さんと顔合わせをした際に「裁判は被害者の知りたい

真実を明らかにするためのものではありません」と言われました。現に公判を終えて完全に検察側の主張は通ったわけですが、真実の究明は最低限に留まって思いの半分ぐらいしか果たせませんでした。公判前整理に参加出来るのは、裁判官、検察官、加害者弁護士、そして加害者。被害者は入れません。被害者の存在を是非考慮いただいて被害者側の公判前整理参加の実現が必要だと考えております。公判前整理で絞りに絞った一部の証拠でしか争われず、殺されて何も言えない被害者の尊厳は守られていないと思います。被害者の視点を取り入れた見直しが必要だと思っています。遺影を掲げたいと思う遺族の感情も含めて裁判員、加害者はしっかり認識すべきではないでしょうか。

加害者は公判中何度も被害弁償の用意があると言い、裁判で損害賠償命令が認められても、実際はこの11年間で支払われたのは、たったの3,000円です。裁判中の言葉は一体何だったのか、これでは被害回復になっていないばかりか、さらに被害者を大きく傷つけます。

【次々押し寄せる想像しない初めての出来事】

被害に遭うと、想像もしない初めての出来事が次から次へと押し寄せてきます。警察の捜査の対応、マスコミ対策、食事、買い物、身の回りのことなど普通の生活すら普通にできなくなります。そして、役所や銀行、妹の勤め先など、妹の死を現実にしていく辛い手続をしなければなりません。家族だけでは対応出来なくなり、多くの方の支援が必要になってきます。事件直後から長期間の途切れない支援。事件が終わっても被害者の被害は解決していないということです。能動的に声なき声を聴いて欲しいと思います。アウトリーチ（注：援助が必要であるにもかかわらず、申出をしない人々にたいして、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと）を実行していただいて潜在化する多くの被害者の助けになってほしいと思います。大事な支援の一つに被害者の弁護士支援があります。初期の段階からマスコミ対応や加害者対応など弁護士支援があれば被害者の負荷は物凄く軽減されます。切羽詰まった大変な状況の中で弁護士を探して依頼しなければならないという実態です。本来まず守られるべきなのは被害者であるはずなのに被害者に対する支援体制のあまりの弱さにむしろ国に責められているかと思うほどに辛い思いになります。事件直後に弁護士と繋がるシステムがあれば、これほど辛い思いをすることは無かったと事件を振り返る度に思います。費用支援を含めて被害者支援弁護士に繋がるシステムを作ること。これは非常に重要なことかと思えます。そして、大事なポイントに関係機関との連携があります。警察の支援チーム、犯罪被害者支援センターなど、しっかり関係機関に繋いでいただきたいと思っています。被害者にとって判決が出たらそれで終わりというわけではありませんので、支援センターは事件後も一貫して味方になってくれる家族の状況を気にしていただける重要な存在であると感じております。犯罪被害者遺族のグループの存在は、気持ちが容易に伝えられて安心感を得られ

るといふ機関になります。残念ながら生活の基盤となっている自治体との繋がりは最後までありませんでした。被害者を孤立させずに、一番身近で生活支援を行える市町村との繋がりは不可欠です。事件後、被害者は役所に様々な手続きに行くことになります。もし、市町村の担当者から一言もなかったら、被害者に孤立感を与え、二次被害にもなります。ワンストップで対応いただけるのが理想です。それから、場合によっては、心のケアも医療機関と連携するといいなと思います。

【犯罪被害者条例について】

今、全国では、被害者支援特化条例を制定する動きが加速しております。条例が出来ることのメリットは、法的根拠が出来ることで、行政は動くことになりましてし、広報も増えるでしょうから、二次被害の減少も見込めると思います。

条例は現在の被害者のためだけのものではありません。誰もが自分の意思とは関係なく、ある日突然被害者になってしまうわけです。震災とか台風被害は自分事としてとらえている方が多いと思います。犯罪被害もそれとは大きく変わらなく犯罪は無くならない以上、誰がいつ被害者になるかわからないわけです。社会として備える必要性を感じます。どこへ行っても変わらぬ支援が受けられるように、全国で犯罪被害者支援の特化条例が進むように自分事として考えていただきたいと思っています。

制度の問題は色々ありますが、最も重要なのは、私たち一人ひとりの心の問題かと思っています。大事なのは、被害者の心の声を自分の価値観を押し付けず気持ちを受け止め、共有する、認めてあげるということかと思えます。被害者が、辛い、悲しい、腹が立つと本音が言えて、泣きたいときに泣ける、そんな世の中にならなければならないと思います。

【母について】

母は娘のことについて、あまり話をしませんでした。趣味の俳句に心の内を残していましたので、いくつか紹介したいと思います。

聞きたきこと 話したきこと 墓洗ふ
両頬は 母似の遺影 春惜しむ
命日は 筍飯と なりにけり
梅雨曇り 娘の亡くて 来る便りかな
冬の夜の しづけさにある 星一つ

事件の内容はみんな違いますけれども、被害者の悲しみはみんな深くて、一生消えません。被害者がもっと理解されて被害者が我慢するのではなく、皆で支え合う社会にしなければならないと思います。その為に是非被害者の声を聴いていただきたいと思っています。それが、被害者を孤立させず助けることになります。「忘れないでください、犯罪被害者遺族のことを」最後にこのことをお願いしまして、私の話を終わりにさせていただきます。

学びました

5/25 定期研修 犯罪被害者等への社会資源の活用

— 講師 —
社会福祉士 笹森 春樹氏

6/9 定期研修 犯罪被害者の心理、対応の留意点

— 講師 —
宮城県警察本部警務部警務課
犯罪被害者支援室
心理カウンセラー 小澤 優璃氏

10/31 犯罪被害者等 支援担当職員研修会

— 講師 —
公益社団法人被害者支援都民センター
相談担当心理責任者
公認心理士・臨床心理士
鶴田 信子氏

10/24 定期研修 SNS相談の留意点と課題

— 講師 —
公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター
NNVS認定コーディネーター
林 真子氏

9/13 定期研修会 弁護士による被害者支援 強制性交罪から不同意性交罪へ

— 講師 —
弁護士 村田 典子氏

8/17 質の向上研修 上半期研修会報告会

— 発表者 —
研修受講生2名

7/8 公開講座 性暴力被害に遭った子どもへの 支援

— 講師 —
理化学研究所理事
北海道大学名誉教授
立命館大学教授
仲 真紀子氏

8/29 事例検討会

今回は、これまでの事例検討会の進め方とは少し異なり、全国被害者支援ネットワークで作成したDVD教材を活用し行いました。

NNVS認定コーディネーターからの助言・指導を受け、裁判時の付添い支援の対応や支援員の役割などを共有することが出来ました。

募集

被害者支援活動員第13期 養成講座受講生 被害者支援に関わる公開講座受講生

募集締切：2024年3月29日（金）

対象者：▶当センターでの被害者支援活動員を目指す方（25歳以上の方）
▶被害者支援について学びたい方 ▶職務上、被害者支援に関わる方

受講期間：入門編 2024年4月～6月

初級編 2024年7月～2025年3月

● 八戸市民活動企画展 ●

6月26日 (月) ~ 7月1日 (土)
八戸市はっち

当センター活動紹介の
パネルを展示。

県内各地のボランティ
ア団体の活動も知ること
が出来ました。



● 弘前カルチャロード ●

9月17日 (日) 弘前市土手町

昨年に続き、よさこいイベントと同時開催
となり、多くの人を訪れました。



● 生涯学習フェア ●

10月7日 (土) 青森市

募金活動及びリーフレット等の配布を行い、
命のパネル展も開催いたしました。



● 安心・安全まちづくり県民大会 ●

10月11日 (水) 青森市

命のパネル展を開催いたしました。たくさ
んの来場者のかたが関心を寄せてくださいま
した。



● アピオ秋まつり ●

11月11日 (土) 青森市

当センター活動紹介の
パネルを展示。

リーフレットを配布
し、当センターの周知に
務めました。



● 犯罪被害者週間 ●

11月28日 (火) イオン青森店
11月30日 (木) イオン青森店

「火曜日」「イ
オンデー」に合わ
せ、募金活動を行
い、当センターの
存在をアピールし
ました。

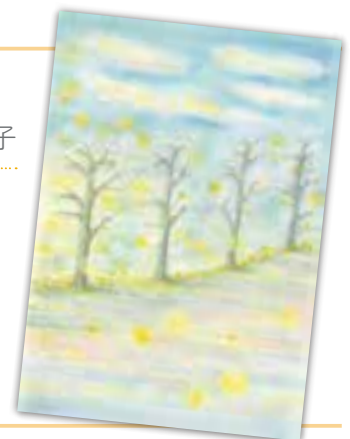


表紙作者の思い

ゆきどけ

鹿内 靖子

凍てつく厳しい冬は 灰色の空に見慣れてしまい 木々達の表情の無い姿も
私達は気にならなくなっていた
光が だんだん集まる頃に 枝に乗っていた雪がポタポタと落ち始め
涙を流しているように見えたのは根元の黄色い小花がずっとここにいるよと
見上げていたからだね




あなたにもできる支援があります

レジで募金

青森県民生協さまのご協力により、県内12店舗において、「レジで募金」及び「カウンター募金箱」の登録団体となっております。


レジ正面に下げてある募金カードと現金をレジ係にお渡しいただくシステムです。カウンターには募金箱が設置されております。お近くの県民生協ご利用の際には、ご協力をお願いいたします。



支援自動販売機

設置場所の提供をしていただける企業・団体を随時募集しております。自動販売機の新設・置換えは無料です。(ご負担は電気代のみ) メーカーやベンダーは、ご自由にお選びいただけます。

売上金の一部が、犯罪・交通事故被害者等の支援活動に役立てられます。お見かけの際は、ぜひご購入ください。




賛助会員・ご寄付

当センターの運営は、皆様の賛助会費や寄付金などによって賄われております。

- 法人/団体 1口10,000円
- 個人 1口 3,000円
- 寄付 金額の定めはありません。


くわしくは事務局までお問い合わせください。申込書はHPからダウンロードできます。



テーマ型募金事業

青森県共同募金会様との共同で取り組んでいる活動です。被害者支援を広く周知することで、共感や賛同を得て寄せられた募金額が、当センター次年度の活動に役立てられます。


毎年1～3月に事業の趣旨や内容などを丁寧に伝え、募金を募ります。



ホンデリング

ご不要になった書籍を寄贈していただき、買取業者による査定額が犯罪被害者に遭われた方々への支援活動に役立てられます。悲しみを乗り越え、再び安心した生活を取り戻せるように、力をお貸しください。

申込書はHPからダウンロードしていただき、当センターまでご連絡ください。




幸せの黄色いレシート

毎月11日は『イオン 幸せの黄色いレシート キャンペーン』です。

イオン青森店において、投函ボックスを設置しております。


お買い物の際のレシートは、当センター名のボックスへご投函していただけますようお願いいたします。



ご支援ありがとうございました


ホンデリング

皆さんから本を寄贈していただき、その売却代金をご寄付として、犯罪被害者に遭われた方々への支援活動に役立てるプロジェクトです。「本(ホン)で支援の輪(リング)が広がってほしい」という願いを込めて名づけました。あなたの読み終わった本から、支援の輪を広げてみませんか。



募金活動

あるキャンペーンでの出来事。募金を呼びかけたところ、「頑張ってくださいね」「大事な活動ですね」と声を掛けていただき、ご協力くださいました。自分のお財布から募金して下さるお子さんもいて、これからの支援活動に力が湧きました。



◇◇◇◇皆さまのやさしさが犯罪被害者支援につながります◇◇◇◇

相談電話 秘密厳守・相談無料

犯罪や交通事故被害

ゼロナヤミ

017-721-0783

相談受付：平日午前9時から午後5時まで
上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は留守番電話での対応となります。

あおりり性暴力被害者支援センター性暴力被害(りんごの花ホットライン)

やさしく

017-777-8349

相談受付：平日午前9時から午後5時まで
上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は国のコールセンターにつながります。

全国共通ナビダイヤル／犯罪や交通事故等電話相談

なやみはここよ

0570-783-554

相談受付：午前7時30分から午前10時
午後5時から午後10時まで
水曜のみ夜間は午前8時30分から午後10時まで

事務局 当センターは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めております

青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人あおりり被害者支援センター

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号
TEL/017-718-2085 FAX/017-718-2098

性暴力・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター全国共通短縮番号

#8891

発信場所から最寄りの支援センターにつながります

